区画整理NEWS

土地区画整理審議会の設立に向けて

令和4年3月9日(水)に事業着手した、鈴蘭台駅北地区土地 区画整理事業について、権利者の皆さんの意見をできるだけ 反映させながら、事業を公正に進めていくために、権利者の 代表等で構成される土地区画整理審議会を設立します。

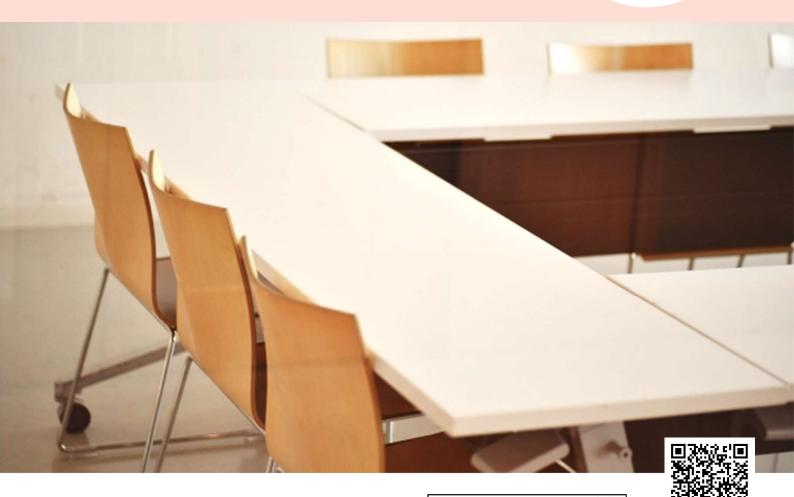
施行者である神戸市は、審議会に意見や同意を求めながら、 事業を進めていきます。

本号では土地区画整理審議会の概要や、審議会委員選出の流 れ等についてご案内します。

| 十地区画整理審議会の設立 |



区画整理NEWSでは、 事業のスケジュールや 進捗状況、各種お手続き、 補償内容や手順などについて 順次ご案内する 予定です。



土地区画整理審議会の設立

土地区画整理審議会の役割

• 土地区画整理事業のなかで、土地区画整理審議会(以下、審議会)は権利者の皆さんの意見をできるだけ事業に反映させるとともに、事業の公正を図るために、施行者である神戸市の求めに応じて、次のような役割を果たします。

審議会の役割

- ① 仮換地の指定(宅地の配置換え)案などについて意見を述べること
- ② その他、土地区画整理法に定めることがらについて、同意したり意見を述べること

審議会委員の構成

- ・ 審議会委員は
 - ①事業区域内に土地をお持ちの方、 土地を借りておられる方の代表8名
 - ②学識経験者2名 の合計10名で構成されます。
- ①の委員は選挙の投票により選ばれます。
- 委員の任期は5年間です。

審議会委員の選挙

投票できる人

• 選挙人名簿の作成基準日(7月上旬予定)時点で、事業区域内に土地をお持ちの方及び土地を借りておられる方(借地権を登記されている方、または神戸市に対して借地権申告手続きをして受理された方)です。

立候補できる人

- 投票できる人は立候補できます。
- ただし、次の①②に該当する方は立候補できません。
 - ①未成年者の方
 - ②禁固以上の刑に処され、その執行中またはその執行猶予期間中の方



選挙人名簿とは

選挙に投票、または立候補する資格のある方の 名簿です。縦覧期間中にご自身の名前があるか、 間違っていないかご確認いただけます。



審議会開催に向けたスケジュール(予定)

事業計画の決定 (3月9日)



選挙期日の公告 (6月中旬)



選挙人名簿の縦覧 (7月末~8月上旬)



立候補の受付 (8月中旬)



仮換地の指定 (宅地の配置換え)



審議会 の開催



審議会委員の選挙 (9月中旬)

※選挙人名簿の縦覧・立候補・選挙の詳細や確定したスケジュールは、今後のニュースで改めてお知らせします。

NOTICE

選挙に関係する各種申告・届出のお知らせ

• 下記に当てはまる場合は、審議会委員の選挙において、選挙権・被選挙権を得るために、 所定の申告・届出が必要になります。

	項目	説明	手続き書類等
1)	土地を共有している場合・ 共同で借地をしている場合	選挙において、土地の共有者または共同借地権者は、原則として1つの土地所有者あるいは借地権者として取扱います。 そのため、代表者を1人選任し、神戸市に代表者選任通知を提出していただく必要があります。	代表者選任通知
2	所有者が死亡したが登記 を変更していない場合	神戸市に相続届を提出していただく必要があります。 相続人が2人以上の場合は、代表者選任通知と併せて 提出してください。	相続届

※審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権を得るために、①・②の手続きが必要な方には、神戸市より 別途ご案内を送付(7月上旬予定)します。

	項目	申告手続き	
3	借地しているが登記してい ない場合	申告時期	一定期間を除き、事業期間中は申告できます。 必ず申告しなければならないということではありませんが、 今年度予定している審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権 を得る場合は令和4年6月30日(木)までに申告が必要です。
		必要書類	・借地権申告書 土地所有者の方と申告者の方の自署による記名が必要 ・本人確認書類の写し 土地所有者の方と申告者の方
		必要書類 配布場所	神戸市ホームページ または 神戸市都市局工務課
		提出場所	神戸市都市局工務課

NOTICE

−選挙についてのQ&A

- 土地を共有していますが、共有者には全員選挙権があるのですか。 Q 1
- A 1 いいえ、全員ではありません。共有者の中から代表者をお一人選んで代表者選任通知を提 出してください。
- O_2 土地の所有者が亡くなりましたが登記簿の名義は変えていません。 選挙権を得ることができますか。
- 神戸市に相続届等を提出すれば、選挙権を得ることができます。 A 2
- 法人名義の土地を所有していますが投票できますか。 Q3
- A 3 投票できます。
- 土地を個人で3筆所有しています。1筆のみ所有している人と選挙での差異はありますか。 Q 4
- 個人で土地を所有している場合は、所有数に関わらず投票権は1票となります。 A 4
- Q 5 賃貸住宅に住んでいますが選挙権・被選挙権はありますか。
- A 5 選挙権・被選挙権を有するのは、土地の所有者または、借地権を持っている方です。 そのため、賃貸住宅にお住まいの方は、選挙権・被選挙権はありません。
- 審議会委員の選挙の日時はいつですか。 Q 6
- A 6 次号以降の区画整理NEWSでお知らせします。

鈴蘭台相談所のご案内

• 神戸市では引き続き、鈴蘭台相談所の定期開設を行って おります。事業に関するご相談・ご質問等ございました らお気軽にお越しください。

場 所 :鈴蘭台プラザ2階

開設時間 :毎週水曜日 14:00~17:00

当日連絡先:078-771-6459

